

「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和5年7月
国土交通省航空局

国土交通省では、令和5年5月1日（月）から令和5年6月2日（金）まで、航空法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、2件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力を深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和5年5月1日（月）～令和5年6月2日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数：2件

3. お問い合わせ先

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 意見募集担当

ご意見及び国土交通省の考え方

No.	ご意見	国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>法第132条の2は「試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合」について無人航空機の登録を不要としているが、これは登録制度の例外について国土交通省令に白紙委任しているものではなく、「試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合」が例示されていること及び法の趣旨を踏まえて、国土交通省令で規定しうる例外には当然に限度があると解するべきである。</p> <p>この点、本案により例外に加えようとする「両協定に規定される協力活動のために実施される無人航空機の飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合」について、「両協定に規定される協力活動のために実施される無人航空機の飛行」と、法が例示する「試験飛行」の間の懸隔が問題となるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「試験飛行」については、無人航空機の研究開発・製造過程で行われるものであり、その後、然るべく登録されることが想定される一過性のものである一方で、 ・本案により例外とする無人航空機についてはそのような事情がなく、登録を受けることが可能なのにも関わらず、登録制度の例外を規定しようとするものであることから、その性質は著しく異なり、法の委任の範囲を越えているのではないか。 	<p>航空法第132条の2のただし書は、無人航空機の飛行の安全の確保という観点と、手続の負担という双方の観点を鑑みて、無人航空機の登録義務を課すことが必ずしも合理性・効率性等があると判断されない場合に当該義務の適用を除外するための規定です。</p> <p>試験飛行に係る場合も、登録義務を課すことが必ずしも合理性・効率性等があると判断されない場合として例示されているものです。</p> <p>この点、日豪円滑化協定又は日英円滑化協定に基づいて豪軍・英軍がその任務の遂行に必要な業務のために無人航空機の飛行を行う場合、協定に基づき外国の政府機関が公共性の高い目的のために行う飛行であって、協定の趣旨も踏まえ、円滑に実施されるべきものであることから、登録義務を課す合理性・効率性等に照らして登録義務の適用を除外することとしております。</p> <p>したがって、上記の通り、両協定に基づいて豪軍・英軍がその任務の遂行に必要な業務のために無人航空機の飛行を行う場合、無人航空機の登録を不要とする今回の省令については、法の委任の範囲を超えているとは考えておりません。</p>	無
2	<p>アメリカやら中国やら海外が儲けるために仕掛ける戦争の為の軍事行動に無人航空機（ドローン）を活用してほしくない</p> <p>空撮や農業利用、平和的活用のための法令改正をしてほしい 現行法ではドローンを飛ばせる場所がほぼないので規制緩和を行うべき</p>	<p>本改正は、第211回国会において承認された日豪円滑化協定及び日英円滑化協定の適確な実施を確保するため、無人航空機の使用に係る義務又は手続を定める航空法施行規則について、所要の改正を行うものです。</p> <p>規制緩和を行うべきとのご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無